名　称　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ二灯）
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の東方約五・四キロメートル）
北　緯　三四―三八―四一
東　経　一三五―二六―一八
変更した事項
位　置
所在地　阪神港大阪区（港大橋東側面中央）
北　緯　三四―三八―四一
東　経　一三五―二六―一八
明　弧　二〇八度から二八度まで
変更年月日　平成二十五年二月二日

名　称　大阪港大橋橋梁灯（Ｌ二灯）
位　置
所在地　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北北東方約一四〇メートル
北　緯　三四―三八―四五
東　経　一三五―二六―二〇
変更した事項
明　弧　二〇八度から二八度まで
変更年月日　平成二十五年二月二日

名　称　大阪港大橋橋梁灯（Ｒ二灯）
位　置
所在地　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南南西方約一四〇メートル
北　緯　三四―三八―三七
東　経　一三五―二六―一五
変更した事項
明　弧　二〇八度から二八度まで
変更年月日　平成二十五年二月二日

名　称　金武中城港金武火力発電第二号灯浮標
位　置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西北西方約七・〇キロメートル）
北　緯　二六―二五―一六
東　経　一二七―五五―四八
変更した事項
一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十五年二月二日

名　称　金武中城港金武火力発電第四号灯浮標
位　置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西北西方約八・〇キロメートル）
北　緯　二六―二五―五〇
東　経　一二七―五五―二六
変更した事項
一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十五年二月二日

○海上保安庁告示第五十三号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　平田港外防波堤灯台
位　置
所在地　岩手県釜石港第二区（平田港外防波堤外端）
北　緯　三九―一四―五七
東　経　一四一―五三―四六
変更した事項
名　称　平田港北防波堤灯台
位　置
所在地　岩手県釜石港第二区（平田港北防波堤外端）
北　緯　三九―一四―五七
東　経　一四一―五三―四六
光達距離　実効光度二五カンデラ
光　度
高　さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで六・七メートル
変更年月日　平成二十五年二月六日

○環境省告示第十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

一　第二種特別地域に次の区域を追加する。

大分県東国東郡姫島村字風越の一部

二　次の海域公園地区を新設する。

名　称　位　置
牛ヶ首海域公園地区　山口県大島郡周防大島町地家室地先
地家室海域公園地区　山口県大島郡周防大島町地家室地先
伊崎海域公園地区　山口県大島郡周防大島町外入地先
沖家室海域公園地区　山口県大島郡周防大島町沖家室地先

三　次の単独施設を追加する。

種　類　位　置
園地　大分県大分市（高崎山）
宿舎　大分県国東市国東町（赤根温泉）
園地　大分県東国東郡姫島村（明石前）

四　次の道路を削除する。

（一）　車道

大分県国東市（赤根・国立公園境界）から同市（地蔵峠・国立公園境界）まで及び同県豊後高田市（三畑・国立公園境界）から同市（並石・国立公園境界）まで

大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界）から同村（柱ヶ岳鼻）まで

（二）　歩道

大分県豊後高田市（横岳・国立公園境界）から同市（尻付山・国立公園境界）まで

大分県国東市（鷲巣岳・国立公園境界）から同市（鷲巣岳・国立公園境界）まで

大分県国東市（金ヶ谷峠・国立公園境界）から同市（文殊山・歩道合流点）まで

大分県国東市（鷲巣岳・国立公園境界）から同市（地蔵峠・国立公園境界）まで及び同県豊後高田市（一ノ仏・国立公園境界）から同市（屋山・国立公園境界）まで

大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界）から同村（東大海）まで

大分県国東市（文殊仙寺・国立公園境界）から同市（両子・国立公園境界）まで

大分県大分市（高島・前浦）から同市（高島コマノタカ）及び同市（歩道合流点）まで

次の道路を追加する。

（一）　車道

大分県国東市（山口・国立公園境界）から同市（赤根・国立公園境界）まで

大分県国東市（山口・国立公園境界）から同市（稲川・車道分岐点）まで

大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界）から同村（両瀬・車道分岐点）まで

大分県国東市（赤根・国立公園境界）から同県豊後高田市（並石・国立公園境界）まで

大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界）から同村（柱ヶ岳鼻）まで

（二）　歩道

大分県大分市（城ノ腰・国立公園境界）から同市（高崎山山頂）及び同市（高崎山東北麓動物園）まで

大分県豊後高田市（夷・国立公園境界）から同市（下坊中・国立公園境界）及び同市（小野迫・国立公園境界）まで

大分県国東市（鷲巣岳・国立公園境界）から同市（鷲巣岳）まで

大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界）から同村（大海）まで

大分県国東市（文殊仙寺・国立公園境界）から同市（文殊山山頂）まで

大分県国東市（両子・国立公園境界）から同市（両子山山頂）まで

大分県大分市（高島・前浦）から同市（高島・展望台）及び同市（ヘイサキ）まで

六　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

一　追加する区域

大分県東国東郡姫島村字風越の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園の区域の海域内に海域公園地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

これらの海域公園地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃